

『新訂版 学校保健実務必携《第5次改訂版》』につきまして、公表後の公益財団法人 日本学校保健会『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》』と一部表記が異なる箇所がありました。下記①②のとおり差し替え及び③の読み替えをお願いいたします。

①480-481 頁 表 10-1 各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

学校での活動	食物アレルギー・アナフィラキシー	気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎
1. 動物との接触を伴う活動		○	○	○	○
2. ダニ・ホコリの舞う環境での活動		○	○	○	○
3. 花粉の舞う環境での活動		○	○	○	○
4. 長時間の屋外活動		○	○	○	○
5. 運動（体育・クラブ活動等）	△	○	○	△	△
6. プール	△	△	○	○	△
7. 給食	○		△		
8. 食物・食材を扱う授業・活動	○		△		
9. 宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

②485 頁 表 10-2 取組実施までの流れ（モデル例）小学校入学を契機とした場合

1	アレルギー疾患を有し、配慮・管理が必要な児童の把握 (内) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (外) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	11月～3月・4月
2	対象となる児童の保護者への管理指導表の配布 ○(内)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(外)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。 ① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	11月～3月・4月
3	管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備 ○校長、教頭、学級担任（学年主任）、兼課教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○兼課教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実施にむけた準備を行う。 ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確立（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など	1月～3月・4月
4	保護者との面談 ○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月
5	校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の間での共通理解 教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。 「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	2月～3月・4月
6	校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」での中間報告 「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。 取組の継続実施	8月～12月
7	来年度に活用する管理指導表の配布等 配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2月～3月

*「アレルギー疾患に対する取組報告会」は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、取組に関係する可能性のある教職員全員が会する場をもって充てることも可能。

③「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）表」の「アナフィラキシー／食物アレルギー」の用語が変更されました。

494-495 頁の該当箇所については、読み替えていただきますようお願いいたします。

平成 20 年発行のガイドライン	令和元年度改訂のガイドライン
原因食物・診断根拠	原因食物・ <u>除去</u> 根拠

以上